

8別表 児童の障害等級表

(詳細は、「特別児童扶養手当障害程度認定基準」をご覧ください。
県のホームページに掲載しています。)

1級(重度障害)	2級(中度障害)
1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちがることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 備考：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしやくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

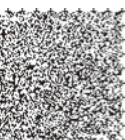
9問い合わせ先

※請求の手続きなど詳しくは、お住まいの市町の担当課または最寄りの県健康福祉事務所におたずねください。

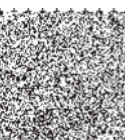
市担当課	電話番号	市担当課	電話番号
大津市障害福祉課	077-528-2745	東近江市障害福祉課	0748-24-5640
彦根市障害福祉課	0749-27-9981	米原市子育て支援課	0749-53-5132
長浜市しょうがい福祉課	0749-65-6372	郡部(町)担当課	電話番号
近江八幡市障がい福祉課	0748-31-3711	蒲生郡	日野町子ども支援課 0748-52-6583
草津市こども家庭若者課	077-561-2364		竜王町自立支援課 0748-58-5323
守山市障害福祉課	077-582-1168		東近江健康福祉事務所 0748-22-1300
栗東市障がい福祉課	077-551-0113	愛知郡・大上郡	愛荘町福祉課 0749-42-7691
甲賀市子育て政策課	0748-69-2176		豊郷町保健福祉課 0749-35-8116
野洲市障がい福祉課	077-587-6087		甲良町保健福祉課 0749-38-5151
湖南市障がい福祉課	0748-71-2364		多賀町福祉保健課 0749-48-8115
高島市子育て政策課	0740-25-8136		湖東健康福祉事務所 0749-21-0281

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3554



<音声コード>



<音声コード>

令和7年度

特別児童扶養手当のしおり

～障害のあるお子さんがいる家庭のために～

1特別児童扶養手当とは

障害をお持ちのお子さんを家庭において監護している父、または母、もしくはその児童を養育している方に対し、手当を支給する制度で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

2特別児童扶養手当を受けられることができる方

20歳未満で、身体または精神に重度（別表1級に該当）または中度（別表2級に該当）以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父または母（主たる生計者）、もしくは父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けられます。
外国人の方も、障害児といっしょに日本国内に住んでいる場合は対象となります。

手当が支給されない場合

- ①児童、父または母、もしくは養育者が**日本国内に住んでいない**とき
- ②**児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けられる**とき（児童扶養手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ③**児童が、児童福祉施設等に入所**（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入所を除く）しているとき

3特別児童扶養手当の額

(令和7年4月1日現在)

対象児童の数と等級に応じて支給されます。

(いずれも児童一人あたり)	
1級	月額 56,800円
2級	月額 37,830円

※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。



4特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回**受給者本人の金融機関の口座**へ振り込まれます。

支払期	4月期	8月期	12月期*
支払日	4月11日	8月11日	12月11日
支給対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

※支払日が、土、日または祝日のときは、繰り上げて支給されます。
※11月支払を希望される場合は、所得状況届の提出時に11月支払請求書をご提出ください。
ただし、所得状況届の提出時期を過ぎた場合は、受け付けることはできません。

滋賀県

このリーフレットは、音声コードを採用しています。読み上げ装置がコードを音声に変換し、内容を読み上げます。
このリーフレットは、両面印刷です。音声コードは、1ページと3ページは右下に、2ページと4ページは左下に印刷されています。

5 所得の制限

前年の所得が次表の額以上の方は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給が停止されます。

◆ 所得額の計算法

**所得額＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額等）
－80,000円（社会保険料相当額）－100,000円※－下記の諸控除**

※ 10万円の控除は、給与所得又は、公的年金等に係る所得がある場合に限りです。(事業所得のみの場合は、控除されません。)

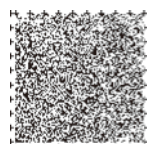
◆ 所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者（本人）	配偶者 扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算
加算額	●同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。） ・老人扶養親族1人につき100,000円 ●特定扶養親族および16歳から18歳までの扶養親族1人につき250,000円	●老人扶養親族 (ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く) 1人につき60,000円

※扶養義務者とは、民法第877条第1項(直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある)に定め
る方です。請求者と同居所に居住している場合、「扶養義務者」として取り扱います。

◆ 諸控除の額

寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
障害者控除・勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除・医療費控除・雑損控除・ 小規模企業等掛金控除	地方税法で控除された額



<音声コード>

6 特別児童扶養手当を受ける手続き

必要な書類を全てそろえたうえで、お住まいの市町の担当課で請求の手続きをしてください。
市にお住まいの方は市長の認定を、町にお住まいの方は県知事の認定を受けることにより支給
されます。

<添付書類>

■特別児童扶養手当認定請求書（市町の窓口にあります。）

■請求者と対象児童の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本（抄本））

※発行後1か月以内のもの

■対象児童の障害程度についての医師の診断書（所定の様式）

※発行後2か月以内のもの

※診断書を作成するにあたり、医療機関・医師について特に指定はありません。

※診断書の様式は市町の窓口または県ホームページから入手してください。

※なお、身体障害者手帳1～3級（下肢機能障害については4級の一部も含む。）または療育
手帳（判定A）をもっている児童は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります
（ただし、内部障害・視野障害を除く）。

■請求者本人名義の預金通帳またはキャッシュカード

■請求者、対象児童、配偶者および扶養義務者のマイナンバーがわかるもの

■その他必要な書類

※詳しくは市町の担当課でおたずねください。

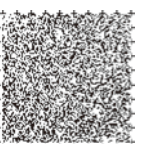
7 手当を受けている方の届出

受給資格者は、次のような届出等が必要です。

所得状況届	受給者全員が毎年 8月12日から9月11日までの間に提出します。 提出がない場合は、その年の8月以降の手当を受け取ることが できません。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
有期再認定請求書 (障害程度の再認定)	障害の程度について、定められた時期に診断書等を提出してい ただき、引き続き手当が受けられるか、再認定を受けなければなり ません。この届出を出さなかったり、正当な理由がなく遅れたり すると、それ以降の手当が受けられなくなることがあります。
額改定届・請求書	障害の程度が重くなったとき 障害程度が重くなった場合は、有期期間内であっても額改定(増額)請求す ることができます。ただし、請求した日の属する月の翌月分からとなります。 障害の程度が軽くなったとき 減額改定は、上記の事由が発生した日の属する月の翌月分からとなります。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき 次のような場合は、手当の資格がなくなりますので速やかに手続きが 必要です。 ・受給者が、児童を監護または養育しなくなったとき。 ・児童が児童福祉施設等(通所施設は除く)に入所したとき ・受給者や児童が、亡くなったとき。 ・受給者や児童が、日本国内に住所を有しなくなったとき。 ・児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。 ・児童の障害の程度が法に定める障害の程度に該当しなくなったとき。
その他の届	氏名・住所・銀行口座等の変更、所得の高い扶養義務者と同居または 別居したときなど

届出が遅れたり届出を怠ったりすると、手当の支給が遅れたり受けられなくなっ
たりするほか、手当を返還していただくことにもなりますので必ず提出してください。

●罰 則 偽り或其他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役また
は30万円以下の罰金に処せられます。



<音声コード>